

政府情報セキュリティ・IT人材対策について

資料1－1 政府機関におけるセキュリティ・IT人材育成総合強化方針(案)【概要】

資料1－2 政府機関におけるセキュリティ・IT人材育成総合強化方針(案)

資料1－3 サイバーセキュリティ対策推進会議について等の改正案について

政府機関におけるセキュリティ・IT人材育成総合強化方針(案) 【概要】

- 【課題】
- セキュリティに係る人材の圧倒的不足
 - システム管理や業務改革の知識・経験を有する人材の不足
 - 一般職員の情報リテラシーが不十分
 - 自組織におけるセキュリティ対策等の司令塔機能が弱体



政府一体となって、政府機関においてセキュリティ・IT人材を本格的に確保・育成する第一歩として、以下の取組を実施

【1. 各府省庁における司令塔機能の抜本的強化】

- 平成28年度から「サイバーセキュリティ・情報化審議官」の新設等により司令塔機能を抜本的に強化
 - 「セキュリティ・IT人材確保・育成計画(仮称)」を作成し、これらの審議官等で構成する会議で共有・フォローアップ
 - サイバーセキュリティ対策推進会議(CISO等連絡会議)、各府省庁情報化統括責任者(CIO)連絡会議、次官連絡会議においても共有
- (CISO:最高情報セキュリティ責任者 Chief Information Security Officerの略称、CIO:情報化統括責任者 Chief Information Officerの略称)

【2. 橋渡し人材(部内育成の専門人材)の確保・育成】

(1) 体制の整備・人材の拡充

- ◆ 各府省庁の統括部局・一定のシステム所管部局の体制の整備及び人材の拡充

(2) 有為な人材の確保

- ◆ 積極的な広報のほか、大学等での出張講義、インターンシップ等を検討 ◆ 各府省庁において有為な人材を確保

(3) 一定の専門性を有する人材の育成

- ◆ 「セキュリティ・IT人材育成支援プログラム(仮称)」の作成(研修受講、内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)等への出向、大学院・民間企業への派遣等を通じた人材育成) ◆ 将来的に一部人材の総務省行政管理局等での採用・一括管理の枠組みの検討

(4) 研修体系の抜本的整理

- ◆ 新たに役職段階別に研修体系を抜本的整理(橋渡し人材の受講者数を今後4年で1千人超規模を目指す)、修了者へのスキル認定の枠組み構築等
- ◆ 管理職向けの実践的演習等 ◆ CSIRT要員研修等の活用 (CSIRT:情報セキュリティ緊急対応体制 Computer Security Incident Response Teamの略称)

(5) 適切な処遇の確保

- ◆ 業務の専門性・特殊性等を踏まえ手当等を新たに支給することによる一定の給与上の評価 ◆ 高位ポストまで見据えた人事ルート例(イメージ)の設定

【3. 外部人材(即戦力の高度専門人材)の確保】

- NISC等において高度セキュリティ人材を採用し監査等で各府省庁に派遣
- 情報通信技術(IT)総合戦略室における政府CIO補佐官の積極的活用
- 産学官連携によるセキュリティ・IT人材の育成

【4. 一般職員の情報リテラシー向上】

- 各府省庁の新人研修等でのセキュリティ・IT研修実施
- 新任管理職研修でのセキュリティ・ITの基礎的知識の習得機会提供
- 人事評価マニュアルを改訂し、セキュリティ等に係る行動の評価の着眼点を明示等

政府機関におけるセキュリティ・IT人材育成総合強化方針 (案)

平成28年3月29日
サイバーセキュリティ対策推進会議(CISO等連絡会議)
各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議

政府機関におけるセキュリティ・IT人材の育成

政府機関においても、近年のサイバーセキュリティ事案の増加等に鑑み、情報システムの適切な運用管理とサイバーセキュリティ対策及びこれらと一体となった業務改革等に取り組み、セキュリティを確保しつつ効率的な行政運営の実現を図ることが必要である。

一方、政府機関における課題として、セキュリティに係る人材が圧倒的に不足しているとともに、システム管理や業務改革に関する知識・経験を有する人材も不足していること、加えて、一般職員の情報リテラシーも不十分であること、また、自組織におけるセキュリティ対策等の司令塔機能も弱体であること等が挙げられる。このため、これらの課題解決に向け、①司令塔機能の抜本的強化、②高度専門人材と一般行政部門との橋渡しとなるセキュリティ・IT人材（橋渡し人材）の確保・育成、③即戦力人材としての民間の高度専門人材の確保、④一般職員の情報リテラシー向上の実現を図ることが必要である。

各府省庁におけるセキュリティ・ITに係る体制・人材に関しては、近年急速な進展が見られ、かつ、今後も目まぐるしく変化が生ずることが想定される分野であるため、各府省庁の所管業務ではあるものの、こうした進展や変化に応じた適切な対応が困難な面があること、また、インシデント対応、システム管理など、業務としての共通点が認められることに加え、育成すべき人材なども共通している面が大きいこと、各府省庁それぞれで対応するのではなく、政府全体で目指すべき方向性を共有し、横断的な連携を図りながら、方策を進めていくことが効果的であると考えられることから、政府機関において取り組むべき方針として以下を示す。なお、方針に基づく取組は適宜見直していくものとする。

1. 各府省庁における司令塔機能の抜本的強化

各府省庁においては、平成 28 年度から、サイバーセキュリティ・情報化審議官の新設等により、情報システムの適切な運用管理とサイバーセキュリティ対策及びこれらと一体となった業務改革等について、最高情報セキュリティ責任者（CISO¹）と情報化統括責任者（CIO²）を補佐し、府省庁内を指揮監督できる強力な体制を構築する。

また、サイバーセキュリティ・情報化審議官等の主導の下、組織規模や所管するシステム等の実情を踏まえつつ、人材の着実な確保・育成を図るため、速やかに、採用、人材育成、将来像等における具体的な取組方策を定めた「セキュリティ・IT人材確保・育成計画（仮称）」を作成し、各府省庁のサイバーセキュリティ・情報化審議官等で構成する会議において共有の上、フォローアップを実施する。当該計画の下で、有為な人材を確保するとともに、「セキュリティ・IT人材育成支援プログラ

1 Chief Information Security Officer の略称

2 Chief Information Officer の略称

ム(仮称)」を設け、当該プログラムを通じ、セキュリティ・ITに係る業務に充てるべき人材を育成する。内閣官房等においては、当該計画及びプログラムの作成、当該人材の確保・育成を支援する。

各府省庁の取組状況については、サイバーセキュリティ対策推進会議(CISO等連絡会議)、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議や次官連絡会議においても共有を図る。

2. 橋渡し人材(部内育成の専門人材)の確保・育成

セキュリティに関して対応が求められる事案の急増、システムによる更なる業務効率化の推進など、セキュリティ・ITに係る業務の増加、複雑困難化がみられる中で、各府省庁における現在のセキュリティ・ITに係る体制は脆弱であり、各府省庁を中心に橋渡し人材を確保・育成することが喫緊の課題であることから、体制や人材に係る実態を把握した上で、「セキュリティ・IT人材(橋渡し人材)」として、「セキュリティ・ITに関する一定の専門性と、所管行政に関する十分な知識・経験を有し、高度専門人材³と一般行政部門との橋渡しをする人材」を相当数確保・育成する必要がある。ついては、以下のとおり、(1)体制の整備・人材の拡充、(2)有為な人材の確保、(3)一定の専門性を有する人材の育成、(4)研修体系の抜本的整理、(5)適切な処遇の確保に係る取組を実施することとする。

(1) 体制の整備・人材の拡充

- ・各府省庁の統括部局の体制の整備及び人材の拡充を行う。(平成 28 年度から順次実施)
- ・併せて、各府省庁の一定のシステム所管部局の体制の整備及び人材の拡充を行う。(統括部局の体制整備等も踏まえつつ段階的に実施)

各府省庁のセキュリティ・ITに係る統括部局の体制の整備及び人材の拡充を実施する。また、当該整備及び拡充と併せて、各府省庁の社会的な影響の大きいシステムを所管する部局についても体制の整備及び人材の拡充を実施する。

(2) 有為な人材の確保

- ・政府一体となって、各府省庁参加の合同説明会、内閣人事局による各種広報等における積極的な広報を実施する。(可能なものは平成 28 年度から実施)
- ・将来的に、大学等での「出張講義」、職場での業務体験イベントやインターンシップの実施などを検討する。(可能なものは平成 29 年度から実施)
- ・各府省庁において有為な人材を確保する。(平成 29 年度から順次実施)

3 セキュリティ・ITに関する高度な専門性を有する民間等の人材

政府機関におけるセキュリティ・IT人材の確保・育成に向けた取組に対する学生等の関心を高めることで、当該人材の志望者の拡大を図るため、府省庁横断的な人材のニーズを踏まえ、政府一体となって、各府省庁参加の合同説明会、内閣人事局による各種広報等の中央の採用活動における積極的な広報を実施する。

将来的に、産学官が連携した教育の充実に併せて、情報系の大学・学部等を対象にした「出張講義」の実施、学生等を対象とした職場での業務体験イベント(事案対応シミュレーション等)やインターンシップの実施などのほか、有為な人材の確保に向けた更なる方策を検討する。

各府省庁において、セキュリティ・ITに係る素養の把握に努め、セキュリティ・IT人材に求められる資質を十分に考慮し、適性が認められる者を採用(新卒採用のほか、実務経験者の選考による中途採用も可能)するなどにより、有為な人材を確保する。

(3) 一定の専門性を有する人材の育成

- ・各府省庁において、「セキュリティ・IT人材育成支援プログラム(仮称)」を設け、一定の専門性を有する人材を育成する。(平成 29 年度から順次実施)
- ・将来的に、一部の人材を総務省行政管理局等で採用・一括管理し、各府省庁等に派遣する枠組みを検討する。(各府省庁の人材育成に目途が立った段階での実施に向け検討)

各府省庁において、適切な人材育成を図るための「セキュリティ・IT人材育成支援プログラム(仮称)」を設け、橋渡し人材にとっても魅力あるものとなるよう、当該プログラムの中で、各府省庁における一般行政事務従事等により、所掌事務に関する十分な知識・経験を習得させつつ、セキュリティ・ITに係るスキルレベルの確保や能力向上を図るため、各府省庁のシステムのライフサイクル経験とともに、セキュリティについては、事案対処、保安、事故対応、危機管理、安全保障等の業務に従事させるほか、橋渡し人材に共通した取組として、役職段階ごとの研修受講(原則必須化)、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)・内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室(IT室)・総務省行政管理局・個人情報保護委員会への出向(原則必須化)、国内外の大学院・民間企業への派遣、NICT⁴が整備する人材育成施設の活用などを通じ、一定の専門性を有する人材を育成する。

また、将来的に、一部の人材を総務省行政管理局等で採用して一括で管理し、各府省庁等への派遣を可能とする枠組みについても検討を行う。

4 国立研究開発法人 情報通信研究機構。National Institute of Information and Communications Technology の略称

(4) 研修体系の抜本的整理

- ・現行の研修体系の抜本的整理、研修修了者にスキル認定を行う枠組みの構築等を行う。(可能なものは平成 28 年度から実施)
- ・管理職に実践的な演習等に係る研修を実施する。(可能なものは平成 28 年度から実施)
- ・CSIRT⁵要員への研修・訓練を活用する。(平成 28 年度から実施)

NISC及び総務省行政管理局等において、橋渡し人材のセキュリティ・ITに係る能力の向上を図るため、橋渡し人材としての研修受講者数を今後 4 年間で 1000 人を超える規模とすることを目指して、役職段階別(係員、係長など)のスキルレベルのモデルを設定し、これに応じた現行の研修体系の抜本的整理を行うとともに、研修修了者にスキル認定を行う枠組みを構築するほか、研修の受講履歴を体系的に整理して各府省庁の人事担当者と情報共有を行う枠組みを検討する。

また、管理職向けに、NISC及び総務省行政管理局等において、基本的なセキュリティ・ITについての素養を身につけるための研修、業務・システム改革やサイバーセキュリティのケーススタディなどの実践的な演習等に係る研修を実施する。

また、CSIRT⁵要員への研修や訓練についても活用していく。

(5) 適切な処遇の確保

- ・業務の専門性・特殊性等を踏まえ、手当等を新たに支給することによる一定の給与上の評価を行う。(平成 29 年度から順次実施)
- ・「セキュリティ・IT人材確保・育成計画(仮称)」の中で、出向等の機会を捉えた昇任等も含め、高位のポストまでを見据えた人事ルート例(イメージ)を設定する。(平成 28 年度に速やかに実施)

セキュリティ・ITに係る業務の専門性・特殊性等とともに、適切な育成がなされた人材が充てられることを踏まえ、手当等を新たに支給することによる一定の給与上の評価を行う。

各府省庁のセキュリティ・IT人材は、「セキュリティ・IT人材育成支援プログラム(仮称)」を通じて、所掌事務に関する十分な知識・経験を得つつ、セキュリティ・ITに係る能力も向上させることにより、的確な育成が図られる人材であることから、有為な人材には、適切な時期にセキュリティ・ITに係る枢要なポストへ昇任させるなど、これに相応しい処遇が確保されることが必要である。そ

5 府省庁において発生した情報セキュリティインシデントに対処するため、当該府省庁に設置された体制をいう。Computer Security Incident Response Team の略称

のため、各府省庁において、「セキュリティ・IT人材確保・育成計画(仮称)」の中で、出向等の機会を捉えた昇任等も含め、高位のポストまでを見据えた人事ルート例(イメージ)を設定する。

3. 外部人材(即戦力の高度専門人材)の確保

セキュリティ人材については、NISC等において、平成 28 年度から民間の特に高度なセキュリティ人材を特定任期付職員等の制度を活用して採用し、必要に応じて監査等を通じ各府省庁に派遣する。

IT人材については、IT室において、一元的に採用・管理(プール制)している政府CIO補佐官を積極的に活用し、引き続き必要な人材を各府省庁に派遣する。

また、政府において必要な即戦力となる外部人材を確保していくため、我が国に実践的な能力を有するセキュリティ人材の層の充実を積極的に図るための施策を推進する。具体的には、enPiTの枠組みを活用した産学のネットワークの構築、産学官が連携した教育の充実、NICT等の演習基盤を活用した実践的演習の強化、「情報処理安全確保支援士」等サイバーセキュリティに従事する者の実践的な能力を適時適切に評価できる資格制度等の整備等を推進する。

4. 一般職員の情報リテラシー向上

各府省庁の新人研修等において、セキュリティ・ITに関する各種研修を実施する。なお、当該研修に利用可能な研修教材として、NISCや総務省行政管理局から各府省庁にコンテンツを提供する。その際、e-learning 等による実施や、そのためのセキュリティ・IT教材の共通化なども併せて検討する。さらに、採用予定者に対して研修教材を提供することについても併せて検討する。これらについて、可能なものは平成 29 年度から実施していく。

内閣人事局が行う新任の管理職を対象とした研修において、管理職に必要な基礎的能力の向上の一環として、セキュリティ・ITに関する基礎的知識を得る機会を引き続き提供する。

内閣人事局が作成する「人事評価マニュアル」を改訂し、セキュリティ、危機管理、IT利活用等について取られた行動に関する評価の着眼点を明示する。また、内閣人事局が実施する評価者訓練においても周知する。これらについて、可能なものは平成 28 年度から実施していく。

政府機関におけるセキュリティ・IT人材育成総合強化方針(案) 【概要】

【政府機関におけるセキュリティ・IT人材の育成】

1. 各府省庁における司令塔機能の抜本的強化
2. 橋渡し人材(部内育成の専門人材)の確保・育成
3. 外部人材(即戦力の高度専門人材)の確保
4. 一般職員の情報リテラシー向上

1. 各府省庁における司令塔機能の抜本的強化

各府省庁CISO／CIO

直接補佐

サイバーセキュリティ・
情報化審議官等

主導

セキュリティ・IT人材
確保・育成計画(仮称)

指揮監督

橋渡し人材

セキュリティ・ITの一定の
専門性と所管行政の知
識・経験を有し、①と②と
の橋渡しをする人材

民間等における
セキュリティ・IT
高度専門人材
(①)

一般行政部門
(②)

情報システムの適切な運用
管理とサイバーセキュリティ
対策及びこれらと一体となっ
た業務改革等について専任
で指揮監督

3. 外部人材(即戦力の高度専門人材)の確保

産学のネットワーク構築、
産学官連携での教育の充実、
NICT等の演習基盤の活用、
情報処理安全確保支援士等
の整備等の推進

NISC等での高度なセキュリ
ティ人材の採用と監査等を
通じた各府省庁への派遣、
IT室において政府CIO補佐
官の積極的活用

2. 橋渡し人材(部内育成の専門人材)の確保・育成

(1)体制の整備・人材の拡充

- 各府省庁の統括部局・一定のシステム所管部局
の体制の整備・人材の拡充

(2)有為な人材の確保

- 積極的な広報のほか、大学等での出張講義、
インターンシップなどを検討
- 各府省庁において有為な人材を確保

(3)一定の専門性を有する人材の育成

- 「セキュリティ・IT人材育成支援プログラム(仮称)」の
作成(研修受講、NISC等への出向、大学院・
民間企業への派遣等を通じた人材育成)
- 総務省行政管理局等で一部人材の採用・一
括管理の枠組み検討

(5)適切な処遇の確保

- 業務の専門性・特殊性等を踏まえ、
手当等を新たに支給することによ
る一定の給与上の評価
- 高位のポストまでを見据えた人事
ルート例(イメージ)の設定

(4)研修体系の抜本的整理

- 新たに役職段階別に研修体系を抜本的整理(橋渡し
人材の受講者数を今後4年で1千人超規模を目指す)、
修了者にスキル認定を行う枠組みの構築等
- 管理職に実践的な演習等に係る研修を実施
- CSIRT要員への研修・訓練の活用

4. 一般職員の情報リテラシー向上

- 各府省庁の新人研修等でのセキュリティ・IT研修実施
- 新任管理職研修でのセキュリティ・ITの基礎的知識の習得機会提供
- 人事評価マニュアル改訂(セキュリティ等に係る行動の評価の着眼点を明示)等

橋渡し人材の育成に向けた研修体系の抜本的整理

〔参考2〕

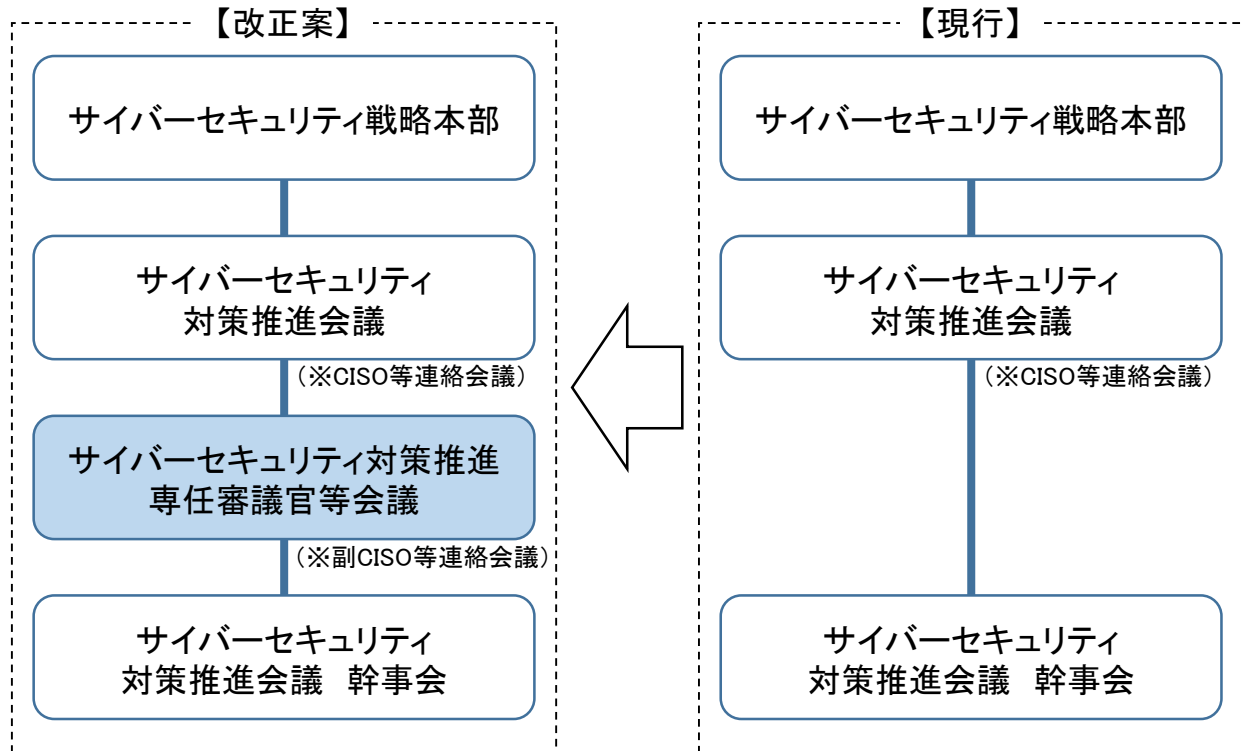
従来のプロジェクト管理、システム運用・保守等主としてテーマ別となっている研修体系から、橋渡し人材の各役職に必要なスキル全般を段階的に得られるよう、新たな役職段階別の研修体系に向け、順次、抜本的に整理。新たな研修体系では、受講を原則必須化。

役職	役 職 段 階 別 の 研 修
管理職	○ 基本的なセキュリティ対策・ITについての素養の強化、業務・システム改革やサイバーセキュリティのケーススタディなどの実践的な演習等に係る研修を実施
課長補佐	
係長	○ 係長時に担当業務に応じて適宜受講し、課長補佐昇任までに一通り修了すべき研修コース
係員	○ 係長昇任までに一通り修了すべき研修コース ○ 採用後速やかに受講・修了すべき研修コース

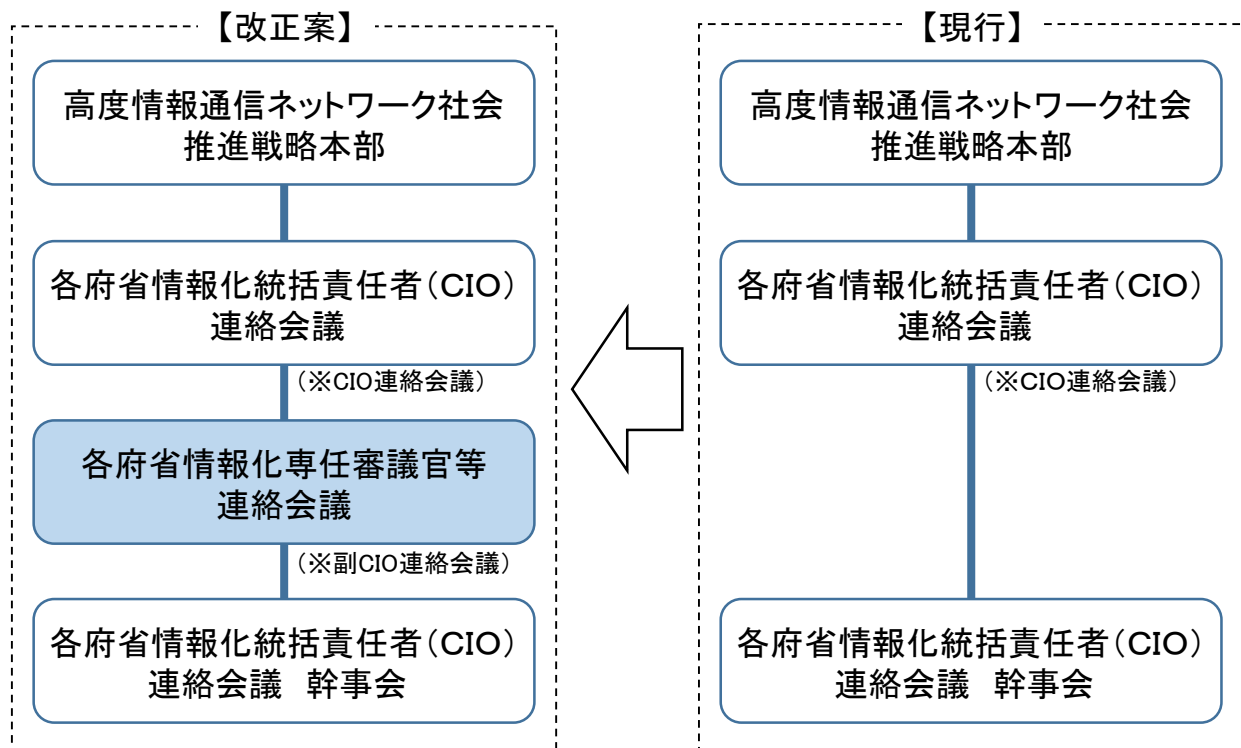
※ 上記のほか、OJTとしてNISC・IT室・総務省行政管理局・個人情報保護委員会への出向、国内外の大学院・民間企業への派遣などを通じて人材を育成。

サイバーセキュリティ対策推進会議について等の改正案について(概要)

1. サイバーセキュリティ対策推進会議について (H27. 2. 10 CS戦略本部長決定)



2. 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議について (H14. 9. 18 IT戦略本部長決定)



「サイバーセキュリティ対策推進会議について」の改正案について(新旧対照表)

(平成 27 年2月 10 日サイバーセキュリティ戦略本部長決定)

下線部分は改正部分

改 正 案	現 行
1 サイバーセキュリティ戦略本部令(平成 26 年政令第 400 号)第4条の規定に基づき、関係行政機関の最高情報セキュリティ責任者(CISO)等相互の緊密な連携の下、政府機関におけるサイバーセキュリティ対策の推進を図るため、サイバーセキュリティ戦略本部(以下「本部」という。)に、サイバーセキュリティ対策推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。 2 推進会議は、議長、副議長、構成員及びオブザーバーをもって構成する。議長は内閣官房副長官(事務)、副議長は内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監とし、構成員及びオブザーバーは、本部長の指定する職にある関係機関の最高情報セキュリティ責任者(CISO)等とする。 <u>3 推進会議にサイバーセキュリティ対策推進専任審議官等会議(以下「専任審議官等会議」という。)を置く。専任審議官等会議は、関係機関の職員で議長の指定する職にある者によって構成する。</u> <u>4 専任審議官等会議にサイバーセキュリティ対策推進会議幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。幹事会は、関係機関の職員で議長の指定する職にある者によって構成する。</u> <u>5 推進会議の庶務は、内閣官房において処理する。</u> <u>6 前各項に掲げるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。</u> <u>7 「情報セキュリティ対策推進会議」(平成 17 年7月 14 日情報セキュリティ政策会議決定)が決定した事項、検討した事項及び議長指示等については、推進会議に引き継がれるものとする。</u>	1 サイバーセキュリティ戦略本部令(平成 26 年政令第 400 号)第4条の規定に基づき、関係行政機関の最高情報セキュリティ責任者(CISO)等相互の緊密な連携の下、政府機関におけるサイバーセキュリティ対策の推進を図るため、サイバーセキュリティ戦略本部(以下「本部」という。)に、サイバーセキュリティ対策推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。 2 推進会議は、議長、副議長、構成員及びオブザーバーをもって構成する。議長は内閣官房副長官(事務)、副議長は内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監とし、構成員及びオブザーバーは、本部長の指定する職にある関係機関の最高情報セキュリティ責任者(CISO)等とする。 (新設) <u>3 推進会議に幹事会を置く。幹事会は、関係機関の職員で議長の指定する職にある者によって構成する。</u> <u>4 推進会議の庶務は、内閣官房において処理する。</u> <u>5 前各項に掲げるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。</u> <u>6 「情報セキュリティ対策推進会議」(平成 17 年7月 14 日情報セキュリティ政策会議決定)が決定した事項、検討した事項及び議長指示等については、推進会議に引き継がれるものとする。</u>

各府省情報化専任審議官等連絡会議について（案）

〔平成 28 年 ● 月 ● 日〕
〔各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議議長決定〕

- 1 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議について(平成 14 年9月 18 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定)第5項の規定に基づき、政府機関における情報セキュリティ・IT人材育成の取組状況の共有、情報システムの適切な運用管理及びこれと一体となった業務改革等のより一層の推進に資するため、各府省情報化統括責任者(CIO)を補佐し、府省庁内を指揮監督する専任審議官等で構成される各府省情報化専任審議官等連絡会議(以下「副CIO連絡会議」という。)を置く。
- 2 副CIO連絡会議の構成は、次のとおりとする。

議 長	内閣情報通信政策監(政府CIO)
副 議 長	内閣官房情報通信技術総合戦略室長代理(副政府CIO)
	総務省行政管理局長
構 成 員 オブザーバー	各府省情報化専任審議官等
- 3 副CIO連絡会議の庶務は、総務省行政管理局の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に掲げるもののほか、副CIO連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議について

〔平成14年（2002年）9月18日〕
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定
平成15年（2003年）3月31日改正
平成15年（2003年）7月 2日改正
平成16年（2004年）4月 5日改正
平成16年（2004年）5月20日改正
平成17年（2005年）2月24日改正
平成17年（2005年）5月30日改正
平成19年（2007年）4月 5日改正
平成22年（2010年）3月19日改正
平成22年（2010年）6月22日改正
平成24年（2012年）3月 9日改正
平成24年（2012年）11月30日改正
平成25年（2013年）3月28日改正
平成25年（2013年）6月14日改正
平成26年（2014年）8月8日改正
平成27年（2015年）6月30日改正

- 1 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部令（平成12年政令第555号）第4条の規定に基づき、関係行政機関相互の緊密な連携の下、政府全体として情報化推進体制を確立し、行政の情報化等を一層推進することにより、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資するため、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部に、各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。
- 2 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長は、必要があると認める場合は、構成員及びオブザーバーを追加することができる。

議	長	内閣情報通信政策監（政府ＣＩＯ）
副	議	内閣官房情報通信技術総合戦略室長代理（副政府ＣＩＯ）
		総務省行政管理局長
構	成	員
		内閣法制局総務主幹

	人事院事務総局総括審議官
	内閣府大臣官房長
	宮内庁長官官房審議官
	公正取引委員会事務総局官房総括審議官
	警察庁情報通信局長
	特定個人情報保護委員会事務局長
	金融庁総務企画局総括審議官
	消費者庁次長
	復興庁統括官
	総務省大臣官房長
	法務省大臣官房審議官
	外務省大臣官房長
	財務省大臣官房長
	文部科学省大臣官房長
	厚生労働省大臣官房長
	農林水産省大臣官房長
	経済産業省大臣官房長
	国土交通省総合政策局長
	環境省大臣官房長
	防衛省運用企画局長
オブザーバー	衆議院事務局庶務部情報管理監
	参議院事務局庶務部長
	国立国会図書館電子情報部長
	最高裁判所事務総局情報政策課長
	会計検査院事務総局次長
	日本銀行理事
	内閣官房内閣審議官（内閣サイバーセキュリティセンター）

- 3 連絡会議に幹事会を置く。幹事会は関係機関の職員で議長の指名する官職にあるものによって構成する。
- 4 連絡会議の庶務は、総務省行政管理局の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に掲げるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。